

事 務 連 絡
平成 23 年 11 月 11 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等における今冬の電力需給対策について

今夏の節電に伴う対応については、特段の御協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今般、政府の電力需給に関する検討会合において「今冬の電力需給対策について」（別添）が11月1日に発表され、今夏の電力需給対策の総括と今冬の電力需給見通し及び対策等が示されたところです。

「今冬の電力需給対策について」において、今冬の電力需給バランスについては、全国的に見れば今夏ほど深刻とはならない見通しであり、節電に当たっては、①電気事業法第27条に基づく電気の使用制限は行わない、②具体的な節電の要請に当たっては、経済活動や国民生活の実態に応じた、きめ細かな対応を求めること等とされています。

つきましては、別添の内容についてご了知いただきまして、貴管内の市区町村、社会福祉施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願いいたします。

<参考>

（別添）については次のURLに同様のものが掲載されています。

http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html